

在日朝鮮人及び日本人配偶者の北朝鮮への帰還事業に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月十日

有  
田  
芳  
生

参議院議長山崎正昭殿



在日朝鮮人及び日本人配偶者の北朝鮮への帰還事業に関する質問主意書

一九五九年に開始された在日朝鮮人及び日本人配偶者の北朝鮮への帰還事業について質問します。

一 一九五九年二月十三日の岸信介内閣における閣議了解によつて、北朝鮮への帰還事業の実施が公式決定されました。閣議了解までの経緯をお示し下さい。

二 一九五九年十二月から一九八四年七月までに、北朝鮮に帰還した人数とそのうち日本国籍保有者の人数を政府は把握していますか。把握しているならそれぞれの人数をお示し下さい。

三 政府は日本への里帰り事業が何回行われたと把握していますか。里帰り事業の経緯と一時帰国の時期及び人数、さらに事業にかかつた費用についてお示し下さい。

四 政府は北朝鮮に生存している帰還した在日朝鮮人及び日本人配偶者の人数を把握していますか。把握しているならそれぞれの人数をお示し下さい。

五 北朝鮮から脱北した元帰還者らが本年一月十五日、日本弁護士連合会人権擁護委員会に「人権救済申立書」を提出しました。申立人らは日本政府に対して、北朝鮮在住の帰還者について、その氏名、所在地、

家族関係、出身地、年齢、日本への往来の希望の有無についての調査及び帰国希望者の日本への自由往来

に向けて、往来手段、往来費用について適切な便宜をはかること、全ての帰還者について、人権が保障された上、健康で文化的な最低限度の生活を送れるよう、北朝鮮政府と協議することを求めていきます。日本政府として北朝鮮政府と交渉する用意はありますか。

六 昨年二月に公表された北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（以下「C O I」とする）最終報告書は、帰還者事業について「一九五九年に開始され、九万三千人以上が、偽りの約束に誘われ、日本から北朝鮮に移住した。到着後数年して、移住した人々は、残してきた家族との接触を否定された。うち多くの人々が、政治犯収容所をはじめその他の施設に拘禁された。こうした人々の中には、北朝鮮を離れる権利を明示的に約束された数千人の日本人も含まれていた。すなわち、北朝鮮等は、申立人らを含む帰還事業による帰還者たちを錯誤に陥らせた上で北朝鮮へと渡航させたものである」としています。C O Iは、このような行為を国際刑事法上、日本人拉致事件などと同様、強制失踪に該当し、非人道的な行為として「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」、「人道に対する罪」に該当すると認定しています。政府もC O Iと同様の認識ですか。

七 昨年五月二十八日に日朝政府間協議で合意したストックホルム合意では、日本人配偶者問題について、

北朝鮮に設置された特別調査委員会が、「調査及び確認の状況を日本側に隨時通報し、（中略）生存者の帰国を含む去就の問題について日本側と適切に協議する」と合意されています。北朝鮮の特別調査委員会からすでに報告はありましたか。あつたなら生存者は何人でしたか。また帰国の意志があるのは何人ですか、お示し下さい。

右質問する。

